



京都府自殺対策に関する条例の概要

【ねらい】

- 自殺の危機は何人にも発生し得ることを基本理念として明記し、自殺対策の推進に関する府等の責務、府が行う施策を明らかにするとともに、悩みを抱えた方の孤立を防止し、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現する。

【主な内容】

関係者の責務

- 府：関係機関等と連携して、自殺対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 事業主：雇用する労働者の心の健康の保持のための措置を講じるよう努める。
- 自殺対策関係団体等：自殺対策を積極的に実施し、相互に連携を図るよう努める。

府の施策

- 自殺の原因となり得る問題に対する早期の支援・相談体制(京のいのち支え隊)や自殺発生回避のための体制(自殺ストップセンター)の整備・充実

推進体制

- 「自殺対策推進計画」の策定等を担う「自殺対策推進協議会」を設置

その他

- 京都いのちの日(3月1日)を制定し、自殺の防止等に関する気運を醸成

【特徴】

- 都道府県で初めて自殺対策の推進に関する条例を制定し、府民、自殺対策関係団体等オール京都体制で自殺の防止等に取り組む。

都道府県初